

多様な体験型観光推進事業実施要綱

令和6年4月26日
6産労観受第26号
令和8年4月1日一部改正
7産労観受第941号

(目的)

第1条 この要綱は、外国人旅行者の誘客・滞在、消費拡大を促すことを目的とし、東京の美容室等の高い技術を観光コンテンツとして活用するための取組を支援する「多様な体験型観光推進事業」（以下「本事業」という。）の実施について基本的な事項を定める。

(定義)

第2条 本事業における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 美容体験型観光サービスとは、ヘアカット、ネイル、メイク等を観光コンテンツとして活用した外国人旅行者向けの体験プログラムをいう。
- (2) 美容体験型観光提供事業者とは、都内に登記簿上の本店又は支店を有し、都内で美容室等を運営し、美容体験型観光サービスを提供する事業者をいう。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、別に定める交付要綱のとおりとする。

(支援内容)

第4条 知事は、予算の範囲内において、多様な体験型観光推進事業を実施する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。